租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	Tb 255 155 / 55	<u> </u>	
1	は 政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置(延長)(国税4)(法
	性忧特別	捕直寺の石 州	人税:義)
2	要望の内容		(1)特例の内容
			廃棄物の最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備え
			るための準備金(維持管理積立金)制度に基づき積み立てた額について、損 全質 λ できることはる特別世界を 3 年間延見する
			金算入できることとする特例措置を2年間延長する。
			(2)対象者
			青色申告書を提出する法人で、廃棄物最終処分場について、廃棄物処理
			法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたもの
3	担当部局		環境省 廃棄物·リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課
4	評価実施時期		平成 23 年 8 月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		平成 10 年度創設
			平成 12 年度、14 年度、16 年度、18 年度、20 年度、22 年度延長
6	適用又は延長期間		2年間(平成 24 年 4 月 1 日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日)
7	必要性	政策目的	(租税特別措置等により実現しようとする政策目的)
	等	及びその	廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにす
		根拠	るための維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、
			最終処分場の適切な維持管理を促進する。
			(政策目的の根拠) 廃棄物処理法第8条の5、第15条の2の4
			展集例処理伝第6条の3、第13条の2の4
	-	政策体系	
		における	
		政策目的	
		の位置付	
		け	
		達成目標	(租税特別措置等により達成しようとする目標)
		及び測定	準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延
		指標	べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に
			必要な額の積立てを行わせ、適正な維持管理を図る。
			は特管理積立金の積立額
			The state of the s
			 (政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)
			廃棄物の最終処分場については、埋立時だけでなく、埋立終了後も環境汚
			染の危険性がなくなるまで長期的に浸出水の処理等の維持管理を継続して行
			う必要がある。
			このため、廃棄物処理法においては、全最終処分場(遮断型産業廃棄物最

		- -	
			終処分場を除く。)を対象に、設置者に埋立終了後に必要となる維持管理費用を(独)環境再生保全機構に積み立てることを義務付けることによって、最終処分場の長期的な維持管理を確保する仕組み(維持管理積立金制度)が設けられている。 本制度を円滑に運営するためには、積立ては企業経営にとって大きな負担となるため、準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることが必要である。
8	有効性 等	適用数等	平成 21 年度実績:事業者数 1,155、認定件数 806、積立額 6,551(百万円) 平成 22 年度実績:事業者数 1,370、認定件数 1,000、積立額 7,363(百万円) 平成 23 年度実績(見込み):事業者数 1,095、認定件数 893、積立額 7,838(百万円) 平成 20 年度から平成 22 年度までの平均値を元に算出
		減収額	2,350(百万円)
			(算定根拠) (平成 20 年度から平成 22 年度までの積立金の平均額) × (法人税率)
			$= (9,600 + 6,551 + 7,363) \div 3 \times 0.3$
		計用、達成	= 2,350(百万円) (政策目的の実現状況)(分析対象期間: 平成 22 年度)
		対果・達成 目標の実 現状況	特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要となる資金の円滑な積立てが実施されており、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が見られる。
			(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況) (分析対象期間: 平成 22 年度、平成 24 年度 ~ 平成 25 年度)
			特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要となる資
			金の円滑な積立てが実施されており(平成 21 年度は 6,551 百万円、平成 22 年度は7,363 百万円)、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が 見られる。
			また、期間内に、約 14,000 百万円の積立てが見込まれる。
			(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響) (分析対象期間: 平成 24 年度~平成 25 年度)
			準備金が適切に積み立てられなかった場合、廃棄物の最終処分場の維持
			管理が適切に行われず、周囲の生活環境保全上の支障を生じるおそれがあ
			る。また、最終処分場の設置者に代わり行政が代執行により生活環境保全上
			の支障を除去するための措置を講ずる場合に、 公費が使用されることとなる。
			25 年度)
			廃棄物処理施設、特に最終処分場は、迷惑施設として近隣住民に受け止められがちであるが、維持管理等の作業の適正な実施が困難となれば、廃棄
			物処理施設に対する信頼が大き〈損なわれ、最終処分場を必要量確保してい
			くことが難しくなり、ひいては、廃棄物の処理体制自体に対する著しい支障とな
			వ .
			また、維持管理等の作業の適正な実施が困難となり、仮に不適正処理が行
			われた場合には、最終的には、行政が代執行により生活環境保全上の支障を
			除去することとなり、行政に追加的な費用が生じることとなる。

9	相当性	措置よる	特別 等に べき 性等	廃棄物処理法において強制的な資金の積立てが求められていることに対応 するものである。
		措置	支援 や義 け等 公割	他の支援措置:一般廃棄物の最終処分場に係る固定資産税の課税標準の特例措置
		分担		上記特例措置は、一般廃棄物の最終処分場において、公共の危害防止の
			_	ために設置された施設又は設備を新設したものに対して課する固定資産税の
				課税標準に関する措置であり、施設の設置を促進することを目的とするもので
				ある。
				一方、本要望に係る特例措置は、廃棄物の最終処分場において埋立終了
				後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要となる資金の円滑
				な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進するこ
				とを目的とした措置である。
			公共	廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理は市町村の事務であり、その処理の
			団体が協 力する相 当性	責任についても市町村が負うこととされている。一般廃棄物の最終処分場にお
		1		ける不適正処理を未然に防止し、また適正な維持管理を促進し、ひいては一
				般廃棄物の適正処理を推進するためにも、一般廃棄物の最終処分場に課税
				される固定資産税の課税標準の特例措置により事業者の経済的負担を軽減
				することは、市町村の処理責任の全うに資するものである。
10	有識者の見解			-
11	1 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			-